

Weekly Report

第622日号
令和3年10月18日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

来年から適用となる「電子取引」の取扱い

国税関係帳簿書類について一定要件の下で電子データによる保存を可能とすることや、電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた「電子帳簿保存法」が改正され、来年1月から適用となりますが、このうち請求書や領収書等をメールで受け取る場合など取引情報の授受を電磁的方式により行う「電子取引」の取扱いはすべての企業に影響があります。

◆領収書等のデータを出力した紙の保存は廃止

電子取引とは、請求書や領収書等のデータをメールで受領する場合や、ウェブサイトからダウンロードする場合などが該当し、現行ではそのデータを出力した書面等による保存も認められています。

改正により書面等による保存が廃止され、来年1月以降は真実性や可視性を確保するための一定要件に従って、データのまま保存する必要があります。

なお、電子取引により授受したデータを改ざんする等の不正があった場合は、重加算税が10%

加重される措置が設けられています。

◆保存要件を満たすシステムがない場合は

電子取引の取引情報に係るデータを保存する際は、改ざん防止措置や検索機能などの一定要件を満たす必要があります。

電子取引のデータを保存するためのシステムがない場合には、国税庁HPに例示されている「訂正および削除の防止に関する事務処理規程」を作成した上で、授受したデータのファイル名に取引年月日、取引先、取引金額を入力し、「取引先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する方法があります。また、エクセル等の表計算ソフトで索引簿を作成し、検索機能の要件を満たす方法もあります。

セルフメディケーション税制の改正

セルフメディケーション税制は、健診や予防接種等の一定の取組を行う方が対象となり、スイッチOTC医薬品の購入費用のうち年間1万2千円を超える金額(上限8万8千円)が所得控除できる制度です(通常の医療費控除と選択適用)。

今年度税制改正により、令和3年分の確定申告から健診や予防接種等の一定の取組を行ったことを証明する書類の添付は不要となりました。

また、令和4年1月から外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬又はその他のアレルギー用薬としての効能及び効果を有する一般用医薬品が本税制の対象医薬品に加わります。

グリーン住宅ポイントの発行申請期限延長

一定の省エネ性能を有する住宅の新築やリフォームなど(本年10月31日までに契約締結)を対象とした「グリーン住宅ポイント」の発行申請期限が延長となり、窓口・郵送申請は11月30日、オンライン申請は12月15日となります。

また、請負契約額1千万未満のリフォーム工事については、工事完了後に申請を行うことになっていますが、新型コロナの影響により工事が遅れても期限までに申請が間に合わない場合は、工事完了前でも申請することが可能になりました。